

留意事項

- 1 前頁の②③を実施する際、**主な危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の例**（別表1. 31頁）を参照します。この例は、**鋳物製造事業場の主な工程である溶解工程、造形（自動・手込め）工程、注湯工程、型ばらし工程、仕上げ工程、運搬工程、メンテナンス工程**について現場向きに作成してありますが、その他の工程がある場合は、追加して危険性又は有害性の特定を実施してください。
- 2 危険性又は有害性の特定は、工程（職場）ごとに、全ての作業を対象に作業手順に沿って実施します。作業者が記入した**職場で感じた危険体験メモ**（30頁）のみでなく、**職場リーダー（職長、班長等）からの聴き取り調査、職場巡視からの洗い出し**も実施してください。軽微なものでも省略せず記入します。
- 3 日頃から取り組んでいる**4S活動、危険予知活動、安全パトロール**などの活動や**災害・事故事例等**から把握されている危険性又は有害性についてもれなく記入します。
- 4 リスクの見積りにおけるバラツキや誤差を小さくするために労働災害に至る過程（プロセス）をもれなく具体的に表現します。たとえば危険予知訓練（KYT）の第1ラウンド「**危険要因のとらえ方と表現の仕方**」を参照し、危険性又は有害性と現象の組合せで次のように表現します。

危険性又は有害性 + 現象
「～なので、～して」「～なので」 + 「～になる」、「～する」

- 5 前頁の④のリスクアセスメントの手法は、対象となるリスクの内容によってリスクを見積る手法が異なるため、リスクアセスメント担当者及び推進メンバーは適切な手法を選定する必要があります。なお、「**労働安全衛生法に基づく作業環境測定を実施することが定められている場合には、リスク低減措置の実施に当たっては、その結果（管理区分）に基づき法令上定められた措置**」を実施してください。